

平成20年3月
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

平成20年3月10日

○出席議員 18人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 西 川 幸 男 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 関 重 夫 君
税 務 課 長 藤 平 光 雄 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君
清 掃 セ ン タ ー 所 長 黒 川 義 治 君	都 市 建 設 課 長 守 沢 孝 彦 君
農 林 水 産 課 長 藤 江 信 義 君	観 光 商 工 課 長 鈴 木 克 己 君
福 祉 課 長 田 原 彰 君	水 道 課 長 岩 瀬 章 君
会 計 課 長 岩 瀬 武 君	教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君
社 会 教 育 課 長 渡 辺 恵 一 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 関 修 君	議 事 係 長 目 羅 洋 美 君
---------------	-------------------

議 事 日 程

議事日程第5号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

- 議案第7号 勝浦市課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 勝浦市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 議案第9号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

条例の制定について

- 議案第11号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号 勝浦市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
議案第13号 勝浦市立小、中学校設置条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第14号 勝浦市コミュニティ集会施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第15号 勝浦市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号 勝浦市重度心身障害者の医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号 勝浦市国民健康保険税条例の一部改正する条例の制定について
議案第19号 国民健康保険勝浦診療所の使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号 勝浦市後期高齢者医療に関する条例の制定について
議案第21号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第22号 勝浦市農村交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第23号 勝浦市中小企業資金の融資に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第24号 勝浦市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第25号 勝浦市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第26号 市道路線の認定及び廃止について
議案第27号 財産の譲与について
議案第28号 平成20年度勝浦市一般会計予算
議案第29号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計予算
議案第30号 平成20年度勝浦市老人保健特別会計予算
議案第31号 平成20年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算
議案第32号 平成20年度勝浦市介護保険特別会計予算
議案第33号 平成20年度勝浦市水道事業会計予算

開 議

平成20年3月10日（月） 午前10時00分開議

○議長（末吉定夫君） ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（末吉定夫君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第7号 勝浦市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 勝浦市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、議案第9号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 勝浦市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、以上6件を一括議題といたします。本案につきましては既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては、議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 議案第7号でお聞きしたいと思いますが、新たに後期高齢者医療制度が始まろうということを受けての各課の若干の事務分掌に新たに加わる、あるいは新たに切りかえるというか、そういうものの手続を整理統合しようとするというふうに私は思うのですけれども、その点で、提案理由の説明がありましたが、もう一度、担当課のほうから具体的にこれをこうやって、こういうふうにつけ加えるということもさることながら、その結果、その事務がどのように、一部、過日の一般質問でも行いましたが、それと若干、重複すると思いますが、改めてここで条例改正に伴う各課の運用について、再度お聞かせいただきたいというふうに思います。

育児休業について、提案理由を聞いて把握はしたところでありますが、しかし実際の運用の中で、あくまでもこれは見込みになると思いますけれども、育児休業が男性、女性、両方の職員で実態として今まであったのかどうか。それを踏まえて、今後、この条例改正に伴ってどういうことが考えられるかについて、より職員が働きやすい環境を醸し出すという立場というか、そういう目的で条例改正が行われようとしていると私は理解しているのだが、それがどう予測できるのか、その点についてもお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。最初に、関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） お答えいたします。まず、1点目の具体的なものに関しましてご答弁申し上げます。具体的には、後期高齢者医療制度の創設によりまして、また、高齢者の医療の確保に関する法律の制定によりまして、今回、議案のほうを提案させていただいておりますけれども、後期高齢者医療制度の創設に伴いますことに関しましては、税務課と市民課に基本的な影響があるということで、条例案のほうを提案させていただいております。

税務課のほうにいたしましては、課税係のほうで広域連合に対します情報提供、これは所得等の情報提供でございますけれども、また、収納班のほうに関しましては徴収に関することという形で事務分担を行っていただくような形で進めております。

また、市民課におきましては、当然に後期高齢者の主管課ということでございますので、特別会計等に関する主管も行いますし、また、後期高齢者広域連合とのかかわりの中で、各被保険者の方々に関係書類の引き渡しとか、もしくは届出書等の受け付けとか、そういうものを行うこと

になります。

次に、高齢者の医療の確保に関する法律の中でございます特定健診及び特定保健指導に関しましては、介護健康課と市民課というような形で位置づけをさせていただいておりまして、先ほど議員からお話がありましたように、一般質問でもご答弁させていただきましたけれども、健診にかかわります、また、指導にかかわりますものに関しての実施については介護健康課のほうでお引き受けいただくと。ところが、もともとこの制度に関しましては保険者に義務づけがなされておりますので、あくまでも総合的な主管課は市民課という形で、それぞれ位置づけをいたしまして、事業のほうを実施していきたいと考えております。

次に、結果はどのようなという形でございますけれども、人事的なものに関しましては、当然、私のほうの範疇ではございませんが、それぞれ、例えば住民の方々、もしくは後期高齢の被保険者の方々、このような方々に迷惑をかけないような形で運用のほうはさせていただくような形になろうかと思えます。ただ、あくまでも後期高齢者に関しましては、保険者が広域連合でございまして、そちらのほうの条例関係、当然、そちらでも議会を持っておりますので、そういった議会を通じて実施されてくるという形もございまして、市町村といたしましては、当然に裁量権にある一定の限界があると考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 次に、西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君） それでは、育児休業に関連してお答えをいたします。育児休業の今までの実績という点でございますが、3年間さかのぼってお話しさせていただきますと、平成17年度が7名、平成18年度が5名、平成19年度で9名の職員が育児休業を取得しました。それは現在の育児休業制度の活用であります。今回は育児短時間勤務制度が新設をされます。職員が職務を完全に離れることなく、育児を行うことを可能とするというものでありまして、育児のための短時間勤務を認めるという制度であります。この制度により職員の働きやすい環境が整うということでもありますので、今後、職員組合等を含め、職員にこの制度を周知するとともに、この活用を図っていただくべく、説明をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 課設置条例のほうで先にお聞きしますが、税務関係で伺っておきたいんですが、勝浦市の国民健康保険は保険税ですね。都会では保険料というふうになっているところが多くあるわけですが、今回の議案とは直接は関係ないが、関連しているんですが、千葉県広域連合は保険料にするのか保険税にするのかということです。特別徴収は天引きだからあれなんだけど、普通徴収は勝浦市に委任されると思うんですけど、その場合に、仮に料ということになると、片や後期高齢者のほうは料になってしまうし、それ以外は税だと。この際、国民健康保険ですから、これが保険の担保する財源としての被保険者から徴収するものを税金として徴収することが妥当なのかというのは、かねがね疑問に思っていたんですけども。

というのは、一つは、これは都市部ではやってないと思いますが、保険税の算定の基準の中に平等割、均等割のほかに所得割ももちろんあるんですが、勝浦の場合は資産割というのがあるので。そうすると、税の二重取りではないかと。固定資産税で税を徴収しておきながら、その上、また国民健康保険の会計のほうで算定の基礎に資産割が入っていると。つまり、そういう点では税の二重取りをされているような感じがしてしょうがないんだと、かなり強い不満を持った意見を私は聞いているわけです。なるほど、言われてみればそうだなと私も思ったのですけれども、

そんなこともありながら、この際、私の考え方としては、税ではなくて料にすべきではないかと思うんだが、その点についての考え方をお答えいただきたい。

国のほうでは税のほうが取りいいというので、最近の報道ではみんないろいろなものを税にしていこうじゃないかという動きもあるようなのをちらっと見ましたけれども、それはそれとして、お聞かせいただきたい。

育児休業の関係ですが、問題は後補充の問題ですね。これが賃金で手当てしていくというのは当然のことながら、執行部はその考え方を持っているのですが、ただ、これが単純な作業についていた者が育児休業をとった場合の後補充としての賃金で間に合う場合もあるけれども、きのうやきょう、教えたからすぐできるという業務でない場合の賃金をどう手当てするのかというのもあると思うんですね。私、かつて郵便局にいたころ、同じ賃金者でも定数的非常勤という制度がありまして、これまたおかしい話と言えはおかしいんだけど、しかし、定数的な形で一定の期間の雇用する賃金者を絶えずプールしてあるというようなことも考えられていたのだけど、でも、そうすると、行革との二律背反だと、こういうことを言うかもしれませんが、しかし問題は、育児休業をとるとか、あるいは年次有給休暇をとるとか、あるいはその他の休業をとるとか、その場合に職員が後顧の憂いなく安心して休暇がとれるというような体制もつくってやるのが、さっき職組などにも説明をしていくと言っているんだが、そういう体制もとっていかれる、いきやすい状況を醸し出す一つの条件ではないかというふうに思うんだが、その点について見解を伺います。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。最初に、藤平税務課長。

○税務課長（藤平光雄君） お答えいたします。まず、保険税と保険料の違いでございますけれども、基本的には取ることには何ら変わりはありませんけれども、例えば、保険料をさかのぼって請求できる年限は2年でございます。これが保険税に変わりますと3年ということで、1年間遡及といえますか、請求できる期間が長くなっているのが一つは違いであります。

また、保険料と保険税のスタートですけれども、保険料につきましては昭和13年に法制度が発足したときから始まっているというふうになっておりまして、保険税につきましては昭和26年が創設という歴史がございます。これの中での違いということからいきますと、税というシステムをとったほうが義務観念も向上して徴収が容易であり、徴収成績も向上することが見込めるため、措置したというふうになっております。

次に、算定の基準の中に資産割があるということでございますけれども、国保税に限らず、日本の税制というのはそれぞれ所得によって税率が変わってくるところがございます。そういう絡みからでしょうか、国保税に対しましても資産のある方は財産があるので、その分だけ負担していただきたいという、地方のほうに多いシステムでございます。

これが二重取りではないかというふうに先ほど言われましたけれども、これは地域の安定した保険税を得るための資産、収入を合わせた中でのご負担ということでご理解いただきたいと思えます。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君） 議員ご指摘のように、療養休暇あるいは育児休暇等をとった場合の後補充の関係であります。現在、その期間の問題、あるいは職務、あるいは資格の問題等々を考慮して、基本的に余りにも長期にわたる場合については、その内容によっては正職員を配置した例も

ございます。今回の育児休業の法律の改正案の中にも、今、ご指摘のように、短時間勤務等をとった職員のために事務が処理できなくなった場合には、短時間勤務職員、これも非常勤であります、その任用をすることができるという条文関係が加えられておりますので、これらのことを十分、実態等を把握しながら対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） お答え申し上げます。まず、広域連合のほうということでございますけれども、もともとこの後期高齢者医療制度に関しましては、法律でまず市町村は保険料を徴収するというような形で明記もされております。また、広域連合の設立につきましても、これも同じように高齢者の医療の確保に関する法律によりまして、広域連合を設立するというような形で明記されております。また、特別会計の設置につきましても基本的には明記されておりますので、基本的にはその法律に沿った一つの行為として行っているということでご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） そうなってくると、今の話ですが、同じ家族でもただ単に年が75歳になった途端に、中身的には後期高齢者はかなり不利な保険の扱いになっているんだが、これはおかしい話であって、全然違うというか、それは保険者が違うから違うのは当たり前だという理屈があるかもしれないけども、被保険者側にとってみれば、自分たちがそこへ任意で加入する仕組みではないわけでしょう。強制的でしょう。いや応なしに75歳になれば、自動的に待ったなしで後期高齢者の医療のほうに持っていかれるわけですから。言ってみれば、制度をつくった側の、つまり国の側の、あるいは保険者の都合でそうなっちゃうわけですから、そんなばかな話があっているのか。私はこの際、そこでは従来の保険も料でやっていれば問題ないけれども、税を料に見直してって、その点での整合性を図るべきではないかと思うんだが、その点についての考え方はどうか。

さっき、税でも料でも算定の基礎に資産割というのは、所得がそれだけ云々という話がありましたけども、今や、その資産によって所得を生む資産もあるけれども、特に今、農村部の山林、お米だって全然採算がとれない、赤字経営だということであれば、これは所得どころか負債がそこに毎年生じると。農業だけの純独立採算でやった場合に、採算に絶対合わないわけですから、田んぼでも畑でも、事ほどさようにそういうことですから、いわんや山林なんかだけ持っていたって、資産を持ってるということだけでそれが有利に働くのかどうか。バブルのときのように、それがかなり高く売れるとか何とかだったら別としてですよ。だから、そういう意味では、資産割というものの算定の根拠の一つとして加えるということについても、この際、一考を要するのではないか、そういう時期ではないか。現実には都市部ではそういうのはいっぱいあるわけですから、来年度からやれなんて無茶なことは言ってませんけれども、そういう検討をする必要があるだろうというふうに私は思うんだが、再度、その点についてお答えをいただきたい。

産休については、今、ご答弁のとおりで、問題は、産休だけではなくて、すべての休暇がとりやすい客観的条件をつくっておいてもらいたいというふうに思って、再質問は省きます。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。藤平税務課長。

○税務課長（藤平光雄君） お答えいたします。資産割に関する件でございますけれども、地方で、

勝浦市を含めて、近隣ではそういう方法をとっているところが多いかと思います。この件に関しましては、勝浦ばかりでなく、ほかでもある面では考えているところがあるかと思うので、茂原地区の税務協議会等におきましていろいろ情報を入れながら検討したいと考えます。

次に、保険税を保険料に見直す考えはということでございますが、この点につきましては今後検討していきたいと思います。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第7号ないし議案第12号、以上6件は総務常任委員会へ付託いたします。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第13号 勝浦市立小、中学校設置条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 勝浦市コミュニティ集会施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 勝浦市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 勝浦市重度心身障害者の医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 勝浦市国民健康保険税条例の一部改正する条例の制定について、議案第19号 国民健康保険勝浦診療所の使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 勝浦市後期高齢者医療に関する条例の制定について、議案第21号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、以上9件を一括議題といたします。本案につきましても既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては、議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。根本 譲議員。

○3番（根本 譲君） 議案第13号の勝浦市立小、中学校設置条例について伺います。これは、行川小学校が統廃合ということで提案されてきたものであるかと思います。初日に説明いただきましたけども、保護者、地域住民には懇談会と説明会を開催して理解をいただいたということでありますから、それはよしといたしまして、懇談会の内容といいますか、条件整備などを詳しく言っているのかなと思います。この内容をお聞かせください。

それと、その行川小学校の跡地利用に関しても、計画があるのかどうなのか、その内容もお聞かせください。私のほうはこの1点だけでございます。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺宗七君） お答え申し上げます。まず、行川小学校と興津小学校の統合に係る経緯ということでございますが、行川小学校と興津小学校の統合につきましては、教育委員会としまして平成12年10月に行川小学校の保護者、また区長、学校管理職等で話し合いを持ったわけでございます。その際には、こちらとしては小規模校の複式等の短所等につきまして触れていろいろ説明したのでございますが、当時はここがなくなるのは寂しい、また、複式学級で困ることはな

い。中学校へ行っても成績のよい子供もいると。また、上大沢のほうについては、とにかくスクールバス等を出してくれるのかということを含めて反対の声が多々ありました。

そういう経緯があり、教育委員会としましては、先に新戸小学校と勝浦小学校、名木小学校、荒川小学校、上野小学校の統合について、先に取り組みさせていただいた次第でございます。

その後、平成17年度からまた会合といいますか、懇談会といいますか、話し合いを始めまして、平成17年度に2回、平成18年度に2回、平成19年については5回ほど話し合いを持ったわけでございます。その中でも浜行川の区民の方に対して1回、大沢区民に対して1回の話し合いを設けたわけでございます。こちらとしては、複式学級等で小規模校ということで音楽での合唱、合奏、体育でのそういう授業も含めてのゲーム等ができないということ。また、対外試合でチーム編成等が難しいというふうなこと、切磋琢磨する場面も少ないというようなことも含めて話し合ったわけですが、特に行川小学校の統合につきましては、子供たちの足の問題についていろいろ話が出ておりまして、足の問題を解決すれば、統合してもいいよというようなスタンスで進めておりました。最初のうちは、こちらとしては電車または路線バスというようなことで話を進めておったわけですが、なかなか折り合いが付きませんで、その後、いろいろ話し合いを持った中で、タクシー等ということでタクシーまたはワゴン車みたいな、子供たちが乗れる、そういうバスみたいなものを使って上大沢の方面については、その辺でどうかということであったのですが、その後、下大沢の子供たちについて、路線バスが通ってますので、そういうことで路線バスについてどうかというふうなことがありました。こちらとしても、できれば路線バスということでご提案してあったわけですが、それについては大沢のバス停が行川アイランド駅の先のトンネル越えて、次のトンネルとの間にありまして、子供たちの安全に問題がありまして、民家もその近くにないというようなこともありまして、待っている間の事故等、天候等のことも含めて、難しいということになりまして、結果的には大沢の子たちについてはタクシーのほうでどうかということで、その後、話し合いが進んでおります。そういうことで、一応、平成19年度中にご了解をいただいた次第でございます。

また、跡地利用につきましては、いろいろ学校統廃合した中で、一応、資料館とか地域の社会教育施設関係等、あとは集会所等ということで考えておるわけですが、教育委員会としまして、行川小学校につきましては鉄筋コンクリートでございまして、今後も使える施設ということで、事務局での会議、または教育委員会でも話し合っているわけですが、その辺につきましては、今後、各関係課といろいろ検討していきたいと思っておりますが、とにかくそういういい施設ですので、早く決めたいと思っております。

なお、余り早く決め過ぎまして、よい利用方法が見つからない場合もありますので、じっくり検討していきたいと思っております。

また、閉校した後1年間ぐらい、前の学校もそうなんですが、施設設備、備品とか書類関係、資料等のその辺の後始末につきましても時間をかけてじっくりと間違いないようにやっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。根本 議員。

○3番（根本 議員） ありがとうございます。こういうものが住民に説明されていたとは思いますが、実は我々、結局、小学校に余り関係がなくなる。特に我々はほとんど知らなかったというのが実情でありまして、まして私は今回、議員になりたてでありまして、一応、勝浦市総

合計画の第3次計画の中で小学校の統廃合はうたわれておりまして、この中に入ってくるのかなと、そういう理解はしておりました。

通学方法はタクシーが中心になって話を進めていくという考えでよろしいのでしょうか。

さらに、あそこはたしか避難所施設になっているかと思います。あそこがこのまま学校が廃校になって教育関係の施設云々になれば、そのまま継続されるだろうなと思っておりますけども、もしその学校の跡地が民間等に売却された場合には一体どうなるのかな、そういう懸念もありまして、今回、質問させていただきましたので、今、教育課長のお話で教育委員会関係で施設として使っていくということを伺いましたから、それは安心いたしましたので、ありがとうございます。

私のほうは、あえて質問ということではなくて要望ということですので、お願いいたします。上大沢の子供たちが、小学校に通うのに親御さんの車で行川小学校まで通っているということで、あの坂、かなり急でありますから、親御さんの交通費というかガソリンの負担云々、ましてや今回、かなりガソリン代高くなっておりますので、かなり負担がかかっているかと思います。その点でお伺いいたします。もしタクシー等を利用して通学する場合に、市としてはどのくらいの負担をするのか。もしわかるのであれば、来年4月の統合まで1年間ありますから、これから協議していくのだろうなと思いますけども、もしわかるのであれば、その点、お聞かせ願えればと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺宗七君） お答え申し上げます。タクシーということでございますが、最初は、先ほど申しましたように、ワゴン車等も含めて考えておったわけでございますが、ワゴン車については臨時職員等運転手を頼まなければいけないというようなこともありまして、もし事故があった場合の責任問題というようなことを考えますと、市の責任といいますか、その辺のことも含めてタクシーのほうの一つは安全じゃないかということで考えております。また、料金につきましては、一応、平成21年度の試算でございますが、上大沢から下大沢通っていく場合、行きで約120万円ほど、帰りが135～136万円ということになっております。タクシーにつきましてはそういうふうになっております。

なお、統合した場合には、4キロ以上の子供たちについては半額の補助が出るということでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 今の行川小の関係なんですけども、言葉じりをとらえるようで申しわけないんですが、一つは統合による子供たちの通学の問題なんですけども、これが統合することによるデメリットというか、学校までの通学距離が延びるということは当然でありますから、そこをどうクリアするのかというのは大事な問題だろうと私も思います。

そういう点で、現時点で上大沢・広畑地区の行川小に通っている子供は何人なのかということをお尋ねしたいということが一つと、来年度以降やるわけですから、その時点で何人になるのかということをお聞きしたい。

もう一つは、言葉じりの関係なんですけども、本当は経済的にもワゴン車が一番いいと。ただ、今の話だと、タクシーによって通学をしてもらって、その半額を補助する。今の答弁の理解ではそういうふうに聞こえたんですが、ワゴン車にしない理由は、もし事故が起こったら責任をどこが持

つのかという問題があるという答弁ですが、子供たちをどう安全に学校に通わせるかというのが第一義的な問題であって、もう一つは、いかに経済的に父母に負担がかからなくするのかというのがその次で、責任の問題はその次ですよ。そういう点で1年間あるわけで、もう少し考えてみる必要があると。そこに子供たちを運ぶ道路が非常に劣悪な道路で、とてもじゃないけど危ないというなら、1年間あるなら道路を直せばいいじゃないですか。何でそういう発想にならないのかと私は思います。

あるいは、通称自衛隊坂と言われるあの坂を直すといったって、そうはいかないということであるならば、これはもちろんお父さん、お母さん方、あるいは子供たちの意見は尊重しなければならないが、もしそれでもいいよということであるならば、学区を変更して上野小に通うということだって全く考えられないことではないわけでしょう。だから、1年間の猶予期間というのは、そういうことではないでしょうか。私、思います。

その点についての見解をお願いしたいことが一つと、もう一つは、さっき前段者の質疑で跡地利用の話が出ましたが、私は跡建物利用の問題でお尋ねをしたい。行川小学校と興津小学校の学校統合問題の話は、上野小と荒川小、名木小の統合問題よりももっと前から出てる問題なんですね。まず統合ありきで、先に行川小の現在の校舎の新築がやられたわけです。どういう意味かというと、あれは単なる老朽化したから新築ではなくて、学校統合を行っても、その行川小の校舎は跡利用として社会教育的、あるいは、場合によっては社会体育的な、そういうあの地域を中心とした利用ができるような設計にしてあるんです。だから、先生方よくご存じのように、一味違う校舎になっているでしょう。くの字に曲げて、その真ん中を小さいなりに、本当にミニ体育館みたいな広いスペースがとられている。そのほかの教室なども、上に上がる関係とかいろいろと、それなりに工夫はされている。これは議会の論議の中で、今の教育長からさかのぼれば、前教育長、前々教育長、その前の教育長、鈴木敏夫教育長のときの発想で、議会で盛んにそのことが論議されて、そういう設計で行きましょうということで行かれたわけですよ。そういうことが申し送りであるのかどうか知りませんが、私ははっきりと記憶しています。そういう点などを斟酌して、今後の跡建物利用については、浜行川を中心としたあの地域の、あるいは今、車がありますから、ほかの地域からも行っているいろいろと市民が社会教育あるいは社会体育、あるいは文化関係でも何でも利用できるように、そういう施設として、ぜひ残していくべきだというふうに思うんですが、その点についてお考えをお聞かせいただきたい。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺宗七君） それでは、お答えします。まず人数のことです。平成21年度については大沢方面は現在のつかんでいる数ですと、11名おります。その後7名、5名と、5年後には4名ということで減っていきます。

先ほどの車の料金について申し上げますが、子供たちが大沢方面についてはタクシーでということをお答え申し上げましたが、それについては、一応、市の方で全額負担して、県と国の補助金については半分出るということでございまして、全額負担させていただきます。

また、これもつけ加えなんです。浜行川の子供たちにつきましては、路線バスを使って興津小まで通うということで、これも市の方が全額負担ということで考えているということを申し添えます。

ワゴン車等のことですが、私の答弁が足らなかったところについてはおわび申し上げ

ますが、これにつきましては、つかんでいる情報ですと、今年度中あたりにシートベルトの着用につきまして後部座席についても義務化というようなこともありまして、その辺のことについて、ワゴン車ですと、今まで大人2人で子供3人というようなことで考えておったわけですが、子供たちの安全性を考えながらシートベルトを考えると、タクシーの方がいい。また、試算上もワゴン車を使っていたほうが高くなっております。そんなことで、保護者の方もタクシーということで納得していただいております。

跡地利用につきましてですが、こちらで探した資料の中ですと、公民館というような発想について記録なかったのでございまして、ただ、学校が閉校した後については、他のこういう公民館的なものについて、社会体育とか社会教育施設等に利用できるようにということで口頭では聞いておったわけですが、その辺につきましても教育委員会としまして何にするとか話し合っておるわけですが、それも含めまして、検討していきたいというふうに思っております。

先ほど議員ご指摘の学区の変更とか道の整備等につきましては、関係各課と連携して研究していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。渡辺玄正議員。

○9番（渡辺玄正君） 1点、議案第15号でご質問したいのですが、議案第15号の第8条の2項です。これが改正案の方では削除されているわけですが、このデイサービスセンターは総野園の関係だと思うのですが、運営が委託ということになったということで、「日常生活を営むのに支障があるもので市長が認める者」が利用することができるという範囲があったわけですが、改正案ではそれが削除されているわけですが、これはどういうことであるのかをお聞きしたいと思います。

それから、議案第13号ですが、今、行川小学校の件が出ておりますけれども、行川小学校の坂を上ります。当然、次の利用方が決まるまではあそこは立入禁止のような形になるのではないかと思います。上がって右側の山の下の方に住宅があるわけですが、たしか、その住宅の方は学校の敷地になるのか、生活道として設定されているのであるか、ふだん、日常生活で利用しているのではないかと思いますけれども、その辺、私、よく調べてあるわけではございませんけれども、その辺はどのような敷地との関係がなっておるのか、その2点をお尋ねさせていただきます。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。最初に、田原福祉課長。

○福祉課長（田原 彰君） 勝浦市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてお答え申し上げます。議員、今、指摘ありました第8条第2項の削除の関係、そのほかにもう一点、利用料の関係で第10条第2項も削除ということでございます。この制度につきましては、自立支援通所介護事業ということで、市が独自に取り組んでいる事業についての内容の変更に伴う条例改正でございます。

内容を若干説明申し上げますと、平成12年4月1日に介護保険制度が施行されたということで、それに該当しない方々をデイサービス事業、いわゆる通所介護事業ということで支援しようという趣旨で行われた事業でございます。内容的には、介護保険の通所サービスに該当しない方で、日常生活に支障のある高齢者の方々に対して勝浦市老人デイサービスセンターでのデイサービスを行う事業ということで実施してきております。

現在の利用状況であります。この制度を利用する方はございません。平成17年1月から利用

者が1名という状況が続いておりましたが、平成19年10月以降の利用がなくなったということでございます。実質的に利用者が1名という状況がしばらく続いておりましたが、利用者がおるといってこの制度を継続してまいりましたが、今回、利用者がいなくなったということと、介護保険制度が実施された以降、そこに該当しない方々がいらっしゃるということで、この事業を創設したわけですが、現在、介護保険制度もかなり充実してきたという状況の中で、利用者もいないという現状の中で、この制度を見直し、この自立支援通所介護事業を終わらせるという目的で、この条例の一部を改正するというところでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 次に、渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺宗七君） それでは、お答え申し上げます。特に勝浦市の学校は、行川小も含めまして地域の学校という感がすごく強いということでございまして、私も行川小勤務時代ですが、授業中に畑に行くのに、その中を通して行く人とかいたわけでございます。そういうことで、一つは生活道路ということ、市民の方にサービスといいますか、その辺も含めて、また移動市役所もそこを使っておりますので、それも含めて、特に封鎖等を考えなくて、その辺についても話し合い等をしながら進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。渡辺玄正議員。

○9番（渡辺玄正君） 今の議案第15号の中の第8条の件について、該当者が今のところはなかったということでございますが、それでは、この2項の目的を達成されるためには介護保険の方でこの該当者が出た場合、どこかで補完ができていたという保障があるということによろしいかどうか、確認させていただきます。

議案第13号の行川小学校の敷地に隣接する関係でございますが、これは住民の生活道としての利用ということが黙認されているというようなことがあるならば、その点、立入禁止等になるかわかりませんが、十分にご配慮してあげていただきたいと思います。でき得れば、そういったことはこの際、一つの生活道なら生活道という区切りをきちっとつけるべきではないかというふうに考えておりますが、これは要望で結構でございます。

○議長（末吉定夫君） 午前11時10分まで休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（末吉定夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。田原福祉課長。

○福祉課長（田原 彰君） お答え申し上げます。デイサービスの利用につきましては、議員おっしゃられましたように、理解しております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第13号ないし議案第21号、以上9件は教育民生常任委員会へ付託いたします。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第22号 勝浦市農村交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 勝浦市中小企業資金の融資に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 勝浦市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 勝浦市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、以上4件を一括議題といたします。本案につきましても既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては、議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 議案第23号でお尋ねをいたしますが、この条例改正については提案理由の説明等々ありましたけれども、県単というか県のほうで打ち出した中小企業に対する新たな小口融資というか小規模企業への融資に相応するものなのかどうか、改めてこの改正の趣旨も含めてお答えをいただきたいと思います。

次に、議案第25号であります。特にお聞きしたいのは、暴力団の入居排除ということが主目的だと思うんですが、第5条の6、「その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員ということでないことということがあって、その次に入居の承継もあって、第43条の意見聴取から第46条の罰則までも含めて、「必要があると認めるときは千葉県勝浦警察署長の意見を聞くものとする」というふうになっておるんだが、また、「市長は、市営住宅の入居者又は同居者が暴力団員である疑いがあると認めるときは、その理由を付して、千葉県勝浦警察署長の意見を聴くことができる。」と。そして、「千葉県勝浦警察署長は、市営住宅の入居者又は同居者について第31条第1項第7号に該当する事由があると認められるときは、市長に対し、当該事由について意見を述べることができる」と、こういうふうになったわけです。要するに、新たに暴力団員の入居排除ということで、疑わしいときとか認められるときとか、そのときは警察に照会して、指定暴力団員名簿があるかどうか私も知りませんが、それと照合してもらおうとか、その結果、構成員なり準構成員なり、あるいはその他の場合には、意見をもらって入居はできませんよというふうにするのだと。平たく言えば、こういうことでいいのかですね。

そうだとすると、今、都市建設課が担当しているんだよね。入居希望が出て、これは目つきがいいとか悪いとかで判断するのか、何で判断するのか。これはちょっと暴力団くさいぞとか。どういう判断をするのか。判断のしようがないでしょう。今はインテリやくざとか称して、我々よりもずっと紳士な風体の人たちがいっぱいいるわけですから、それでは判断できない。どういうふうに判断するのか。それとも、判断しようがないから、勝浦の場合は市営住宅を幾ら建てろと云って、建て替えだ建て替えだといって1回の募集で10倍近くの応募が依然としてあるわけですが、それで審査会で入居を決定した人を、念のためにということで、その名簿を警察署へ全部持って行って、おたくの名簿等にこの人はありますか、ないんですかというのを問い合わせるのか、こういうことです。

千葉市で現実にそれをやるというんだ。冗談じゃない。逆に、警察が持っているそういう名簿があるのなら、それを千葉市の方へあらかじめ見せてくれ、それと照応しますよと言ったら、個人のプライバシーの問題だから、それは見せられないと、こうきたのです。暴力団員のプライバシーがあって、それでもって入居しようとする善良の市民のプライバシーはないのか。それを一

一つ警察署のチェックを入れなければ入居できないのかと、こういう話になっているのです。大問題です。その辺をどうするのか、お尋ねします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。最初に、鈴木観光商工課長。

○観光商工課長（鈴木克己君） ただいまの勝浦市中小企業資金の融資に関する条例の一部改正について申し上げます。昨年10月1日に国のほうの制度改正がございまして、責任共有制度というのが導入されました。この責任共有制度は、まず、金融機関と保証協会が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援、中小企業に対する支援を行うことを目的としております。

その中で責任共有制度が導入されたことにより、保証制度の中でこの制度に当てはまらない保証が生まれました。その一つが小口零細保証、要は本当に小さいものについては、国は保証制度から外しますよという制度になっております。

そこで、国のほうからは、この制度に対して県、市町村でこの保証を行うように求められております。国から県、そして県から市町村の方にこの制度による救われない本当に小さな零細企業に対する資金貸し付けを市のほうで行えということになりまして、先ほど議員からありました県との事業と相応するかということですが、これは市独自のものです。

これまでの条例ですと、まず中小企業者を一本として市のほうで貸付に対してのものを行っておりまして。それと同時に、保証協会のほうがそれに対して100%保証しておりました。この制度導入によりまして、今後は保証協会と金融機関が相互でこの保証をするということになりまして、そのためにこの小口零細企業はどうするのかということで、中小企業の中をさらに細分化して、中小企業と小規模企業者というふうな2つの対応するものを決定をしております。そこにかかわる小口零細企業について、市のほうで条例化をした上で、この零細企業の今後の資金について対応しようというものでございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、守沢都市建設課長。

○都市建設課長（守沢孝彦君） お答え申し上げます。ただいま議員より暴力団員の判断についていろいろとお話ございましたけども、確かに言われてみれば、私どもも窓口で目つきだとか、そういうもので一概に暴力団員だというふうには決めつけてはおりません。過日、刑事課のほうに出向きましたら、今現在、勝浦市内には構成員というか暴力団員は存在しないということでございますので、審査会においてはほとんどが勝浦市内に在住して、かなり長い年月を得ておりますので、そこまでは伺っておりません。ただし、今度はこういう条例をつくる以上は、新規転入者について照会していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 現在照会したら、勝浦市内に暴力団員は存在しないというけども、それは疑問に思うんだけど、それはそれとして、今のところ入居を希望している者にいませんよといったって、将来にわたって言えないですね。だから、今、課長が言うように、その場合には照会するのだと。その場合には照会すると、におう場合に照会する。どういうふうにならうのだと。それはにおいのかぎようがないのだから、結局、警察署に照会する以外ないでしょう。そうすると、入居を希望する人をその都度、こいつはくさいかくさくないですかというふうに向こうに照会すると。こいつというのは失礼だけど。そのところが相当大事なところだと思います。いってみれば、人権問題だよね。入居を希望した、これは暴力団員かな、そうでないかなというのをあら

はじめ警察署に照会してチェックするという条例はいかがかと。

問題は、それよりも暴力団員であろうとなかろうと、現在だって暴力団員じゃないと思うけれども、暴力団員の言動を弄して、近隣の入居者を非常に痛めている入居者だっているじゃないですか。私は、再三にわたってそれを警告している。何でそれを排除しないのですか。排除する前に何で改めさせないか。一向にやられてない。年寄りの女性に「このばばあ、ぶっ殺すぞ」と言う、これだって立派な暴力ですよ。何だったら証人つけて出しましょうか。こういうのがまかり通っている。断固として、そのことは条例つくる前に排除すべきです。その上に立って条例ではないですか。問題は、そういう事実関係ですよ。善良な市民が入居しているのに、それを暴力団員まがいというか、暴力団員は今はみんな、一見紳士ですから、暴力団員以上のそういう暴力的な言動。実力行使しなくたって言葉の暴力ですよ。おびえちゃうんだから。

そういうのを都市建設課に再三にわたって提起しているから、特定した人間は課長は十分把握しているので、今ここでその人間の名前は言いませんが、ぜひそのことを善処してもらいたいと思うんだが、1点目は、これは答弁も難しいですけど、現実問題として。しかし、この条例は否定的です。やりようがないと。人権問題というなら、入居するほうの人権にかかってくるという立場から首をひねるものです。これは答弁要りません。その後のほうの答弁いただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。守沢都市建設課長。

○都市建設課長（守沢孝彦君） お答え申し上げます。今、議員よりご指摘がございましたことについては、私初め係のほうは承知しております。また、それについては出向きまして、再三、協力していただけるようにお話はしております。でも、時にはそれが協力されずにいろんなことがあると思いますけども、今後も注意をしながら見守っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） この暴力団云々の条例改正がなくたって、従前の条例で十分、そういうふうに入居者全体に対する、迷惑がかかる場合には退去をすることができる条例になっているわけですから、すぐ退去ということも、これもまた入居者の人権の問題になるだろうけれども、しかし、再三にわたってそういうことが改善されなければ、そういう強い態度で臨んでもらわなければ、ほかの入居者が被害をこうむっちゃうわけですから、そういう点について、ぜひ強く要望しておきます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第22号ないし議案第25号、以上4件は建設経済常任委員会へ付託いたします。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第26号 市道路線の認定及び廃止について、議案第27号 財産の譲与について、以上2件を一括議題といたします。本案につきましても既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては、議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 議案第26号でお尋ねします。提案理由の説明でもわかりました。要するに、平成20年度に日にちはずれるだろうけれども、勝浦有料道路が国道になると。部原の有料道路入口交差点から墨名の四差路までの間を市道に移管替えというか市道にすると、こういうことだと思うんですけど、上を国道にしたから下を市道にしなければならない特段の理由は何か、まず第一にお尋ねをしたい。

仮にそれを認めたとして、今まで住民からも、私ももちろん要望していたが、長年にわたってあの部原から、特に中学校の通学路としての歩道の設置とか、そういうものが要望されていたけれども、そういうものは未解決のまま市道として管理替えになるのか。

そのこっち側の、市民要望の中で特に塩田病院前のスーパーハヤシに至る側溝整備に伴う歩道の整備についても途中で終わっちゃっているんだが、新年度、市の予算も若干ついてきている中で、継続してそれはやられるかなという気もするんだが、そのことなどもどういう処理をしてどうなっていくのか。

勝浦小の入り口、田畑ガソリンスタンドの前あたりの国道の側溝、特に両側の側溝の傷み方、去年の台風時における、具体的に言うと旧屋代菓子店の隣の元吉青果店、あの近辺がとにかく上流から雨水が流れてくる。今ある黒潮台団地。かつて日光屋という業者があそこを開発したんだが、その側溝が不整備のままで、それが国道128号に、小学校ももちろんそうです。ズドンと落ちてきている関係から、家の中に水があふれてしまう。あの台風時に切実に私も訴えられたわけですが、そういう排水問題もそのままにして、国道から市道に移管替えをするのか。そうだとすると、住民が不便を感じている、被害をこうむっているままで市道に移管替えするということになっちゃうわけです。そのままであるならば、それは絶対認められないと。本当に移管替えするのなら、直してからにしてくれと。あるいは、歩道を整備してからにしてくれと、こういうふうに言いたいんだが、何で今の時点で勝浦市は県が言うがままに、理由は何だか知らないけれども、やるのか。上級機関というか、地方自治が憲法で保障されているから、本来は上も下も国の機関も自治体も上下の関係は法律上はないんだが、しかし現実には上級機関的な県、あるいは、この間も一般質問で出ていたが、県警とか、そんなものの言うことを、そういういろんな大問題がありながら何でのまなきやいけないんだと私は言いたいんですけど、そういう点についてどういうふうに説明されるのか、ご答弁をいただきたい。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。守沢都市建設課長。

○都市建設課長（守沢孝彦君） お答え申し上げます。1点目の市道にする理由でございますけれども、道路の役割は道路法の規定によりおおむね3通りになっております。1つは、国の管理による一般国道、2つには、県が管理する一般国道と県道、3つ目には、市町村が管理する市町村道でございます。

道路法の構成では、国、県の管理する道路を特定し、残ったものが市町村道であります。国管理道路は大規模幹線道路、県管理道路は幹線道路、そして市町村の管理する道路は生活密着道路というふうに分けてございます。

このようなことから、勝浦有料道路が県管理道路の本来の役割であります幹線道路と位置づけられることとなりますので、現況の道路の沿道環境が変化してまいりまして、生活密着道路とな

りまして、これは市町村道路としての役割へと変化していくということでございます。

そのようなことから、今回、移管を受けようとする国道128号の一部区間ですけども、幹線道路としての機能が失われるというふうな県の見解でございます。したがって、バイパスの完成時は現況道路、国道128号の一部区間は市町村道路としての役割を果たすことになるから、今回、当市へ移管されたものと認識しております。

また、市町村に移管しようとするのは、建設当時の地元市町村の協力を実現しようとするもので、バイパス建設に協力することは旧道を市町村道として移管を受けることが当然含まれているというふうな考え方から、今回、有料道路が4月5日から無料化に伴いまして、その時期をもって国道の一部を市のほうに移管するというところでございます。

2点目の市道に移管になることから、排水整備や歩道の整備についてはどうなのかということでございますので、排水整備につきましては、道路管理協定等を締結いたしまして、平成23年までの間に完了させると。歩道についても、今現在、手掛けております新官地先の約300メートルにつきましても完成させてから移管するというところでございます。

もう一点は、排水問題でございますけれども、議員言われました元吉青果店から屋代菓子店の通りにつきましては県道でございますので、今後はそういった排水整備の関係で要望していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありません。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 排水の問題ですけど、確かその前に接しているのは県道ですよ。だけど、流れてくるのは国道のほうから流れてくるんですよ。大雨のときに現地見ましたか。国道のほうからじゃんじゃか流れていって、県道を通して接している八百屋や菓子屋、キクヤ薬局あたりの近辺に入っているんじゃないですか。128号だけではなくて、297号からも流れてくる。国道から雨水が来ているわけです。そういうものをそのままにして、主な国道は国や県だと。生活密着型は市が担うんだと。生活に密着しているのは、水が密着しているじゃないですか。冗談じゃないですよ。金があるとかないとかという問題ではないと、その辺は強く主張すべきじゃないんですか。

今、確かに通称新官の産業道路と言われている新勝浦市漁協に国道128号から抜けるところの右折路線、3車線化している工事があります。あれは当然、あれだけ大規模な、あるいはお金がかかるものを手がけて、途中で放り投げるものはないので、県がそんなものやっていくのは当たり前前の話。だけど、新官地先と言ったけれども、塩田病院のわきからハヤシのところまでは、たったそれだけの300メートルや500メートルを何年がかりでやるっていうんですか。課長は言わないけれども、3年も5年もかかってそれをやっていくというんですよ。平成23年までには完成させる、こういう話だね。そういう態度で県が来るのか。何でぎりぎりの今になって市道に移管替えの議案を出すのか、きちっと終わらせてからそれは移管なら移管しますよというふうになぜ言えないのか。証文だけもらったって、政変が起こるかもわからないし、あるいは、経済的状況が激変するかもわからない。先のことはわかりませんよ。今、県の新年度予算だってすごい状況にあるわけですから。新聞報道を見ただけだって、大変な事態ですから。その辺はきちっとさせてもらいたいと思うんだが、対県との関係なので、市長のほうから答弁をいただきたい。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） ただいまのお話のおおむねの話は県に対して申し上げます。少なくとも

新官の歩道の件、塩田病院付近から出水の問題、こういう状態の国道でそれをそのまま引き受けることはできないということでお話をいたしました。その結果、今のような平成23年度までにきちっと行いますという趣旨に基づいて、県の方でもそれを認めたということです。ということは、申しわけないけれども、予算的なもので一括してやることはどうしても無理がある。その辺で、ひとつどうでしょうかという話に基づいて、私もそれは確約で、間違いなくやるということならば、お互いに苦しい立場でわかりますので、やむを得ないのかなということにいたしました。

しかし、墨名の十字路の問題は、上のほうから、国道沿いから水が回ってくるということで、それを処理する能力が側溝にないということであるからして、あのような災害が起きたわけですので、その点については十分に県道の補修という面で対応していきたい、そう考えております。

上に128号のバイパスがあって、それが無条件で払い下げになって、それを私は初め、このような状態で払い下げは受けられない、あくまでも責任を持ってやるようにというような話し合いを、まず第一番目にしたわけです。その後県の方でも、今言ったように、責任を持って現在のところの処理はいたしますという確約があって、双方の了解事項としたわけですが、今後その履行がなければ、お互いに信義則の違反になりますので、それはまた別に市として県に希望を強く申し上げるすべはまだあるというふうに考えます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 部原から来れば終点、墨名から行けば市道路線の起点だけでも、あそこは確かに県道の側溝もさることながら、今で言えば国道128号の一番終点に近いところの排水整備がされてないことによって、それに起因して床上浸水などが起こるわけです。そのことは、ひとつ国道管理者に責任があるわけです。市長は、今、必ずそれは履行すると、こう言ったんだから、それで承認というか管理替えを認めたんだと、こう言っているわけですね。万一それがやられなかったらどうなるかというのは、だれが困るといったって、市民が困るわけです。必ずやるという前提で市長は認めたんだから、国会でたしかそんな話があったけれども、万一やられなかったら、市の責任において改良はやると言明できますか。そうでなければ、理論的に認めたことが崩れてくるわけで、もし万一そういうことが県においてやられなかったら、どこからお金を引っ張り出すかは別としても、最終的には市が責任を持って排水の改良はやるということを、ぜひ明言してもらいたいというふうに思うんですが、最後にその点についてお答えをいただきたい。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） その件については、当然、市民生活に影響が出てくる、そういうことですから、これは市でやらなければいけないと私は考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。水野正美議員。

○15番（水野正美君） 同じ問題ですが、私も前段者と全く同じ立場での質疑になるんですが、こんなに問題を抱えている道路を何でもらわなければいけないのか。普通、一般社会では、やるというって、欲しくないものは要らないよと言えるでしょう。言う権利があるんですね。側溝の問題だとか排水の問題だとか、それは平成23年までにやりますよと。では、やってからもらいましょうと言えないんですか。普通の一般常識だとそういうこと。市は何が何でももらわなきゃいけない義務があるのか、要らないと言えないのと、こういうふうに聞いたら、交付税に算入するのは240万円とか230万円とかいう話だ。こんなものであれだけ長い距離の国道を整備できるかと、

ますます老朽化して、欠陥道路なんだから。要らないと言えるのかといたら、米軍の岩国基地の問題ではないけど、そういうことを言われると、勝浦市との付き合い考えなきゃいけないみたいなことを県から言われたという話をちらっと聞いたんだけど、それだとすれば、余計問題がある。

勝浦市がこんな荷物を抱えるだけの財力が今あるか。少ない財源で市民のために使わなきゃいけない課題がたくさんある。これを平成23年までといたって、あと何年でもない。3年ぐらいでしょう。道路はますます古くなります。年間200万円だか240万円だか交付税をもらったって、そんなものじゃとてもやり切れはしない。だったら、向こうでもそういう問題は責任を果たしてやりますと言ってるんだったら、やってからもらえばいいじゃない。

私は1点だけお聞きしたいんだけど、もらわなきゃいけない義理があるのか、断ることができないのか、お答えいただきたい。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。守沢都市建設課長。

○都市建設課長（守沢孝彦君） お答え申し上げます。ただいま議員よりもらわなくてもいいものならというふうなお話でしたがございましたけれども、財政状況等を勘案してみますと、今、市道として抱えております680路線の道路等もかなり傷んできております。そこへ今度は約2,700メートルの道路をもらうということになりますと、財政上、本当に厳しいというふうには認識しております。ただし、県の見解では、有料道路が4月5日から無料化になると。それに伴って一部区間、市の方に移管しますよと。移管と同時に、大変かもわかりませんが、市道認定をしてもらいたいというふうなお話でございます。

そのようなことから、協議の中ではもらうとか、もらわないとかということで、多分、そういう協議はされてきたのではないかというふうには推測はできますけども、拒んだ場合には非協力市として、早く言えば、それなりのペナルティーをつけますよと。そのペナルティーは何だというふうにお聞きしましたら、県事業の休止、また事業の遅れ、そういったものが内部では上がってきておりました。この道路問題だけでなく、急傾斜地だとか、交通安全整備だとか、そういうもので県も勝浦市の区域内で事業を行ってもらっておりますので、そういうものを勘案した上で、大変厳しいのですけども、移管を受けるというふうに結論を出しまして、このたびの確認書、そして道路協定書を締結をしたところです。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第26号は建設経済常任委員会へ、議案第27号は教育民生常任委員会へそれぞれ付託いたします。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（末吉定夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第28号 平成20年度勝浦市一般会計予算、議案第29号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第30号 平成20年度勝浦市老人保健特別会計予算、議案第31号 平成20年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第32号 平成20年度勝浦市介護保険特別会計予算、

議案第33号 平成20年度勝浦市水道事業会計予算、以上6件を一括議題といたします。本案につきましても既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、議事の整理上、議案第28号 平成20年度勝浦市一般会計予算の歳入全般の質疑から行います。

質疑に際しましては、事項別明細書のページ数をお示し願います。ページ数は24ページから51ページまでであります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 議長から事項別明細書というふうに言われましたが、歳入全般でお尋ねをしたいというふうに思います。

まず、第1点目は、一般質問で財政の問題、それに絡む予算の問題で、私も含めて3人の議員から質問がなされましたので、改めてまたここでというのめいかがかというふうに私自身は思っておりましたが、しかし予算質疑でありますので、かなり重複することもあるかと思いますが、お許しをいただきながら発言し、質疑を行いたいというふうに思います。

まず最初に、一般質問でも申しましたが、平成20年度の当初予算案の概要が私を含むほかの議員の方も、実際にほかの自治体の概要なども示しながら、ぜひこういうものを出してもらいたいというふうな要望をかねて出しておいたわけですが、それにこたえて平成20年度から初めて概要なるものが出されてまいりました。これについては、その労苦というか、はっきり言えば、財政当局には余分な仕事になったわけですが、要望に積極的にこたえて出してくれたということについては、まず最初にこれを評価しておきたいというふうに思います。

そこで、まず歳入全般に係る問題としては、平成20年度の経済見通しをどう見るかということが非常に重要だと私は思います。だからこそ、この予算の概要で市が予算を提案する、その附属資料として出してきた概要の中で、平成20年度の経済見通しという形で出されました。

しかし、こう言っています。「平成20年度の我が国の経済は、世界経済の回復が続く下、19年度に引き続き企業部門の底堅さが持続するとともに」、そこまでは見方としては輸出関連を中心としながら、底堅さが持続しているというふうに見ても、それは見方として間違っていないと私もある意味思います。しかし、その後、「家計部門が緩やかに改善し、「自立と共生」を基本とした改革への取組の加速・深化と政府・日本銀行の一体となった取組等により、物価の安定の下での民間需要中心の経済成長になると見込まれ」、こう言っているんですね。本当にそうだろうか。家計部門が緩やかに改善して、しかも、物価が安定していると。そのもとでの民間需要中心の経済成長になると見込まれると。本当に財政当局はそういうふうに見込んでいるのか。私に言わせれば全く逆で、オイルの値上げ、それに伴う製造部門の諸物価の値上げ、それがひいては家計で必要な食料品等々の相次ぐ値上げ、一番の引き金はガソリンの値上げから来るわけですけど、むしろ、今は逆に緩やかに安定しているどころか、これから、これはちょっとおかしいぞ、これから大変だぞ、毒入りギョーザとの関係なども含めて、そのことによって中国からの輸入が控えられて、コンビニとか、あるいは食品部門の大型チェーン店等のコストを押し上げて、これが引き続き高値の方向に流れようとしているのは否めない事実だと思うんですね。だから、そういう点からすると、予算編成上の最初の出発点から全く逆な見方をしているのではないか、こういうふうに思われてならないんですけど、那邊からこういう経済見通しの情勢分析になったのか。その点をまず第一にお伺いをしたい。

そういうふうに分けをしておきながら、歳入の5ページで平成19年度との当初予算の対比ですけども、当初予算では市税が23億9,033万7,000円だった。しかし、平成20年度は23億5,726万7,000円と生数字で3,300万円余り、増減率で1.38%減るんですよと、こういう予算編成の数字的中身ですね。

家計部門が緩やかに改善して、それが右肩上がりというか、プラスの方向に転じていくということであるならば、しかも、企業部門が堅調にうまくいきかけているということならば、当然、その反映としての予算立てが、少なくとも前年対比よりは上がっていくのが理屈の上からすれば、経済見通しからいってそういうことになるんじゃないですか。それをあえて、そうではないというふうに見るならば、それはどういう理由なのか。特別に一般的な経済見通しはこうなだけけれども、勝浦市としてはそういう方向にはならない特別な要因があるのかと。その辺についてもお尋ねをしておきたい。

地方財政の関係でも、基本方針2006に基づいて、引き続き歳出改革を推進するために平成20年度において5年間でいろいろと行財政改革が強められているけれども、総務省が4,000億円の地方再生対策費なるものをやってきていると。そういう中で、勝浦市の配分は8,100万円だと。しかし、これの中身を見ると、特に全体として4,000億円、勝浦市の場合は8,100万円の配分だと。市町村、全国的に2,500億円の配分のうち勝浦市は8,100万円だと。予算書を見ると、その配分をそのまま100%計上している。地方自治体によっては、配分の額の9割とか95%しか計上してないところもあるけれども、勝浦市の場合は満杯計上したということが言えるんだが、しかし、勝浦市にとってはそうかもしれないけれども、特に財政の厳しい地域に重点的に配分するというのが今回の地方再生対策費の目的なんですね。果たして、本当にそういう目標でそれが配分されてきているのか。つまり、具体的に勝浦市が8,100万円の配分だけれども、本当にそういう地方再生対策費の目標どおりに来ているのか、これは甚だ疑問であります。計算式がいろいろあるそうで、例えば農業や漁業の盛んなところとか、勝浦はまさにそういうところだと思うんだが、そういうところには重点的に配分しますよとか、いろんな諸条件があるらしいんだが、改めてここで、どういう条件のもとでこの8,100万円というのが来ているのかということもぜひお聞きしておきたい。

この地方再生対策費というのは、当分の間というふうになっているわけですね。当分の間というのは、いつまでなんだというのが明確でなければ、少なくとも、平成20年度はこのお金を当て込んで予算編成できるけれども、平成21年度以降どうなるんだというのが非常に不安定です。その辺のところはどういうふうに確かめられているのか、お聞きをしておきたいわけです。それが3番目。

次に、そういう上に立って、本市の財政状況及び平成20年度の予算編成方針が次に述べられています。ここをずっと読ませていただくと、市税が伸び悩んでいるということを認めています。さっき言ったように、経済の見通しと二律背反じゃないか。整合性がないじゃないかと言わざるを得ない。

歳出においては人件費を縮減したが、扶助費、公債費が上回ったために義務的経費が増額し、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率にあっては97.5%、予算編成の中で県下36市で最も高い数値を示していると。そうすると、これは歳出になっちゃうからここでは避けますが、歳入全般ですから。しかし、このところも非常に問題をはらんだ表現になっていると。これから先どうなっていくのか心配されるところを歳出でやらせていただきます。

いずれにしても、福祉基金の繰り入れとか、その他で非常に苦慮されているということはわかりますけれども、その辺でどういうふうに見通しの上に立った歳入を編成したのか、お尋ねをしたい。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。関財政課長。

○財政課長（関 重夫君） お答えいたします。まず、予算の説明書の中で国の財政状況等について明記してございますけれども、これにつきましては勝浦市の当初予算を編成する上で、国の景気が回復基調、あるいは民間企業を中心に経済成長が続くものというふうに明記してございますけれども、これらにつきましては、国の出す専門図書等を参考に、あくまでも国の言っている状況でございます。

1 ページの下の方ですけれども、地方公共団体の状況とか、あるいは勝浦市の財政状況等につきましては、国が見ているほどの経済情勢ではないと勝浦市は見込んで予算立て等をしております。あくまでもこの記述につきましては、国の方針ということでご理解をいただきたいと思います。

地方再生対策の関係でございますけれども、これにつきましては、議員おっしゃるとおり、国全体で地方再生対策費4,000億円程度予算組みされるということで、そのうち市町村分につきましては2,500億円ということで、これも地方税の偏在是正に伴う財政を活用して地方と都市の共生の考え方をもとに、地方が自立的あるいは主体的に行う活性化対策に必要な経費を基準財政需要額において包括的に算定するというものでございます。

これにつきましては、まず勝浦市では、この国の試算でいきますと、平成20年度8,100万円該当するということ言われております。市といたしましても、交付税を算定する上で、この経費につきましては、地方再生対策費につきましては8,100万円、ほかの市町村も国の試算どおりの費用をほとんど見るということです。勝浦市も8,100万円につきましては算入いたしました。ただ、交付税を算定する上では、地方再生対策費は部分的にはふえますけれども、実際には給与関係経費、あるいは投資的経費につきましては、基本方針2006を踏まえて、依然、削減といいますか縮減を図るということ言われております。それらを勘案いたしますと、本来ですと8,100万円プラスにすればいいんでしょうけれども、これら給与関係経費あるいは投資的経費を差し引きますと、普通交付税では前年度対比5,000万円の増と見込んでおります。

もう一点、特別交付税ですが、これにつきましては2,000万円の減額で見えております。交付税全体では、国では1.3%の増ということになっておりますが、実際に特別交付税につきましては、ここ数年、ずっと縮減傾向であります。したがって、勝浦市も2,000万円減ということで特別交付税は見ました。普通交付税は5,000万円の増ということで、両方合わせまして地方交付税につきましては、平成20年度予算、前年度対比3,000万円の増額で計上してあります。

それと、地方再生対策費の条件といいますか、算出根拠と申しますのは、まず1点目は測定単位、人口で算出するものが約90%を占めます。それと、耕地及び林野面積等で算出するものが約10%ということで、計算式につきましては段階補正やいろいろ、ブラックボックスといいますか、国の方で数値を掛け増しておりますので、実際に8,100万円という算出根拠については、現時点では市町村に示されておられません。該当するものにつきましては、人口と耕地及び林野面積ということであります。

もう一点、これが国の方では当分の間ということですが、いつまで続くのかということで

すが、現在、その情報をうちのほうでも把握しておりません。ただ、今回のこの地方再生対策費の財源を生むもとですけれども、国の借金返済を先延ばししてこういったものに充てるということです、これは近い将来、必ずこれが廃止になった場合に、当然、従来どおりに交付税が縮減されるというふうに私ども見込んでおります。したがって、今回、この地方再生対策債が来たからといいましても、決してこれからずっと将来的に続くものではないというふうに見越しておりますので、今後につきましても別の面での財源確保を十分検討しなくてはならないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） そうすると、1点目の平成20年度の経済の見通しというのは、今の答弁では国が9月段階で見通した経済見通しをそのままコピーしたんだと、こういうお話ですね。この表現は「平成20年度の我が国の経済は」と、こう言ってるわけです。これは、我が国の経済を勝浦市が見通したというふうに見ているわけですね。平成20年度の経済見通し、地方で見通したって悪くないんだから。国が見通しを持つのとあわせて、地方自治体自体が経済見通しをどう持つのかというのが大事なところでしょう。そういう表現になってないじゃない。一つとして、平成20年度の経済見通しをどう我が勝浦市は見たのか。国の予算編成はどういうことになっているのか。これは国が予算編成方針出したから、それはそれでいいでしょう。地方財政はどう見ているのかというのは、地財計画から引っ張り出してきているわけでしょう。そういうことになると、それはおかしいというのが1点。

もう一つは、仮に国が経済見通しを立てたんだということを認めたとしても、平成20年度当初予算案をどういうふうに我々が審議していくのかに当たっては、9月段階の経済見通しなんかもらったってどうしようもないわけだ。今年の正月以前から、この見通しからかなりずれた実体経済というか、経済見通しが変わってきているわけでしょう。毎日のように値上げ値上げで、また卸売のオイルの値段上げますよと、大手のオイル会社がそう発言しているように。本当は大事なところであって、そういう経済状況に今なっていると。国が9月に見通した経済状況よりも、はっきり言えば、180度違う経済状況になっていると。その経済状況がどう引き続き見通せるのか。それによって勝浦市の財政状況、歳入状況だって変わってくるんじゃないですか。一つ市税をとってみたって変わってくるんじゃないですか。

そのことが平成20年度予算編成方針の中で、一つは19年度の歳入の状況は、地方交付税で前年度比8,053万3,000円の減額だったと。だけど、今年度は特別交付税が2,000万円の減で普通交付税が5,000万円の増と見るから、差し引き3,000万円の前年対比で増と見ますよと、こういうふうに出しているんだけど、しかし、その一方で、平成19年度はこれだけ見たんだけど、減額が8,000万円あったと。税源移譲のあった市税は、前年度比で1億5,200万円の増額が見込まれたけれども、当初予算見込みとは大幅な乖離が生じて、財源不足が拡大したと、こう言っている。これは非常に大事なところで、そうは言ったって神様じゃないから、当初予算段階から年度末の段階まで1銭1厘狂わない見通しは立てられない。それはわかりますよ。でも、できるだけ正確に見通すということで、そして当初予算にその年度の将来にわたって財源不足が起きないように、できるだけ正確に見るといえるところは必要なわけです。大事なわけです。そういう点からすると、まず最初のベースになる経済見通しのところを、我々審議するほうの、チェックするほうの議会に対しても現時点での極めて正確な見通しの提起をしてもらわなければ困るというふうに思うん

ですよ。だから、そういう点、いかがお考えなのか、今後の問題としてどうなんでしょう。ただ単に国のコピーだったり、県のコピーだったりでは余りにも芸がないというふうに思うんだが、その点についてお答えをいただきたい。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。関財政課長。

○財政課長（関 重夫君） お答えいたします。国の経済見通しにつきましては、勝浦市で判断できかねるところでございます。国の示している方針等を引用せざるを得ないという状況です。確かに、議員おっしゃるとおり、国がまだ安定が続くということを言われておりますけれども、一部地方では、東北地方とかあるいは中国地方、四国、沖縄地方では経済の見通しを下方修正をするというふうな情報もあります。ただ、勝浦市が当初予算編成する上では、ここに書いてありますとおり、国が示している方針、国はこのように見ているということで、ここに記載をさせていただいたわけでございます。

ただ、勝浦市の状況につきましては、書いてありますとおり、国が景気が回復基調あるいはそんなに下がらないという状況、これまでもそのような経済情勢の中でも勝浦市におきましては市税が逆に下がる傾向ということで、必ずしも国と同調して右肩上がりに進んでいない状況はありますので、今回の財政状況につきましては、あくまでも国の示した方針を引用させていただいたということでご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） それは、今の時点での質疑にとどめておきます。

歳入の個別の問題で1点聞いておきたいのは、47ページの減債基金繰入金であります。この減債基金繰入金355万6,000円の計上がありますが、これを基金から繰り入れて歳入に持ってきたということは、まさに減債するための財源として、これを基金から繰り入れているのか、あるいはそうでないのか。その辺について。減債のための繰り入れだとすれば、この繰り入れに照応する歳出というか、目的はどういうふうなことになっているのか、その点についてだけ1点聞いておきます。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。関財政課長。

○財政課長（関 重夫君） お答えいたします。減債基金の取り崩し、繰り入れですけども、これにつきましては歳出のほうの公債費の財源として充てております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑一般会計予算歳入の質疑をいたします。

続きまして、一般会計予算歳出全般の質疑を行います。質疑に際しましては、事項別明細書のページ数をお示し願います。ページ数は52ページから185ページまでです。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。伊丹富夫君。

○16番（伊丹富夫君） 私は、103ページ、報償費のことが一つ。不法投棄の監視員の報酬の件ですが、私は金銭のことをどうこう言うわけではございませんが、現在、市内に何名の方を配置しているか、委託しているか。現在まで、この監視員の報告はどのようになっているのか。そして、現在までこの不法投棄に伴う犯罪や、また警察に依頼をした、そういう不法投棄がもしあれば、件数をお示し願いたい。

それと、現在までこの監視員の方々と防災関係の方々が各地域に配置されておると思いますの

で、そういう協議等を年間を通して何回ぐらいやった事実があるかどうか、その辺をお聞きしたい。

それと教育費で1点、お伺いします。今回予算に上がってきました火薬庫の移転の件でございますけれども、これは一転二転あるいは三転して長期にわたって、今回、やっと大森地区の方々のご理解をいただきながら、この工事が進むわけでございますけれども、そこで私は、今回の予算に420万円という予算を計上してございますけれども、この大森粗大ごみ捨て場跡に設置するわけでございますが、私の疑問に思うところは、実包火薬庫の整備に関して、火薬類取締法に定められた建物がこの額で立つのかなと、こういう疑問がございましたので、質問しているわけでございますが、この建物の構造あるいは坪数がわかれば、教えていただきたい。まず最初に2点、お願いいたします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。最初に、酒井環境防災課長。

○環境防災課長（酒井 明君） それでは、お答えいたします。まず、不法投棄監視員の人数でございますけれども、12名でございます。その報酬につきましては、月1人5,000円でございます。それにつきましては、内部におきまして不法投棄監視員制度の設置要綱を定めてありまして、その中で報酬等は決めてございます。

次に、報告の件でございますけれども、報告につきましては、各監視員によりまして月1回の報告をしてございます。それは月1回の定期パトロールを実施した後の報告となっております。

それと、次に警察関係の届けに伴う不法投棄関係でございますけれども、平成18年度は4件でございます。今年度は、現在のところ、同じく4件でございます。ただし、報告に伴って所有者等、不法投棄したものが判明したものについては処理してございます。今年度の場合、4件のうち2件を撤去してございます。

監視員によりまして協議会ということでございますけれども、この監視員の任期が9月30日となっております。そのために10月に入りまして協議会を開催いたしまして、監視員と事務局とでの意見交換並びに監視員の方々からの要望等を聞いているところでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 次に、渡辺社会教育課長。

○社会教育課長（渡辺恵一君） お答えいたします。実包火薬庫の坪数でございますが、2.19坪です。構造につきましては、火薬類取締法に実包火薬庫の構造及び設備という項目がありまして、議員もよくご存じのこととは思いますが、鉄筋コンクリート造で建設ということで考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。伊丹富夫議員。

○16番（伊丹富夫君） 今、防災課長から平成18年に4件あったと。昨年が4件だったと。4件のうち2件は処理済みだということでございますけれども、この平成18年の4件の処理、また平成19年の4件のうち2件は処理してある、こういうことでございますけれども、いずれにいたしましても、平成18年の4件がどこの地区で、どういうものがあったのか、これをお示し願いたい。平成19年度も同じように4件、どこの地区でそういう不法投棄があったのか、これまずひとつお願いをしたい。

今、渡辺教育課長からお話があったんですが、法に定めたものがこれでできるということで確信を持っているわけでございますね。そういうことであれば、それ以上、私は進むわけにいきませんけれども、いずれにいたしましても、長期にわたってこの問題、皆さんご案内のとおり、平田

の谷津から現清掃センターの谷津、また今度、大森の粗大ごみ捨場跡、最終的にはここにおさまった。これはほっとしているわけでございますけども、いずれにしても早く、この移転を望んで終わります。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。酒井環境防災課長。

○環境防災課長（酒井 明君） お答えいたします。平成18年度の4件につきましては、上野で2件、総野地区で2件でございます。総野地区の2件につきましては、これはコンクリート殻、木くずの不法投棄であります。これは既に完了しているということでございます。また、もう1件はドラム缶の廃油です。そのドラム缶が投棄されていたということでございます。それは平成19年度において処理済みでございます。残りの2件でございますけど、これは上野地区でございます。1件は建設廃材の不法投棄でございます。もう1件は、これも一部廃土的なものもございましたけども、中にコンクリート殻とかが混入されていたというものでございます。

平成19年度におきましては、勝浦地区が3件でございます。この1件はコンクリートの垂れ流しという状況でございます。もう1件は、コンクリート殻、あるいはトタン等が捨てられていた。もう1件は、廃船ということでございまして、後日、担当課と組合で協議の上、撤去する予定であるということを確認しております。もう1件、これは上野地区でございまして、建設用の接着剤、これはコンバインの袋に3袋ということで、そういったものを含めて4件でございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。伊丹富夫議員。

○16番（伊丹富夫君） 答弁が理解できないんだが、とにかく平成18年、19年でそういうことが8件あった。この8件のうち全部処理済みと認めていいのか、まだ残っているのか。この辺、最後にひとつ。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。酒井環境防災課長。

○環境防災課長（酒井 明君） 平成18年度の4件のうち2件は処理済みでございます。それと平成19年度の4件のうち2件は既に撤去済みでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 一つは、予算案の概要の中の6ページの目的別の歳出。前年対比で示されているわけですけど、目的別では前年対比でプラスになっているのが民生費と商工費と公債費だけです。あとは全部前年対比で減額ですね。これをどう見るかという問題ですね。後ろに、これについてはこうだから減ったんですよとか何とかって説明あるんだけど、民生費というのは、そもそも大体義務的経費が多くて、特に不景気が続いている中ではいろいろ福祉関係などでもだんだん増嵩していくことはうなずける。そのほかに主な理由は書いてありますが、改めてここで、特に前年対比で増減率が12.9%と。これは後期高齢者云々、その他もあると思うんだが、改めてもう一度、前年対比の2けたの伸びということについて説明を求めたいと思います。

土木費なんですけど、土木費で478万円、前年対比で減っている。隣のページの性質別で見ると、普通建設事業費で1億6,109万9,000円が減額になっている、予算的にこういうことなんです。例えば、土木費の説明を見ると、前年対比478万円の減額については、事業規模縮小に伴う市営住宅、旭ヶ丘団地改築事業費の減、市営住宅屋上外壁改修工事費330万円、道路新設改良費における災害防除工事費300万円が主な要因、こう言っているわけです。だけど、この分抜いたら、ほかには仕事はしないのかと言いたくなっちゃうんですよ。この分が抜けたから減額なんです。すらす

らと読むともっともらしいけれども、抜けたら、そのほかに新規事業やればいいのかという話になるわけですよ。あるいは、もっと道路改良だってやるところはいっぱいあるじゃないかと言いたくなるわけですよ。そういう点で、どういう予算編成を心がけたのかという点についてお尋ねをしておきたいと思います。

歳出で、109ページの13節委託料6,619万円のうち脱水汚泥等運搬処理業務委託料1,100万円ですね。歳入でごみ有料化とか、その他によって4,000万円ですか、5,000万円、新たな財源を生み出したと、こう言っている。本年7月から開始するごみ有料化に伴う塵芥処理手数料4,194万5,000円計上して、全体でそれだけ計上したけれども、その中の対前年比の3,402万円が増になると、これが塵芥処理手数料がそのまま市民にぶっかけてくる話ですね。それと照応して、歳出で塵芥処理なり、し尿処理なりの工夫がなされているのかということなんです。そこでまずお聞きしておきたいのは、脱水汚泥等運搬処理業務委託料1,100万円はどういうふうな具体的内訳で使われているのか。部原の污水处理場で出てきた汚泥が部原の脱水処理装置で脱水されて、残った汚泥が、恐らく芝山のほうへ持って行って処分してもらって運搬等処理手数料だと思うんだが、それが1,100万円かかっているんですね。この辺が工夫はないのか。全体としてごみやし尿の手数料というか、処理経費をもっと工夫してカットできる方途はないのか。

事ほどさように、私は一つの例として衛生費を上げましたけれども、その他の費目においても、まだまだ、ただ手数料上げればいいのか、市民負担をふやせばいいだけでなく、行政の工夫によって、まだ経費カットができる部分はないのか。カットと言えば、職員の給料をカットしたり、その一方で特別職は上げたけども。あるいはまた、諸手数料を上げるというだけではない。行政のやり方としてももっとカットできる部分があるだろうというふうなことを言いたいわけです。そういう点で、衛生費だけで提起したけれども、ほかにこういうことはやればできるよというのはないのか。あるとすれば、積極的に教えてもらいたい。

衛生費でもう少し突っ込んで言うと、これは勝浦で脱水処理して、水分をとった汚泥を違う自治体まで運んで燃してもらっているわけでしょう。勝浦だってごみ焼却場あるわけです。かつては焼却していたわけだから。そういうことはできないのか。ごみがいっぱいになったときなんか、状態としては、とてもできないでしょう。若干、閑散期だっって1年の中であるわけです。比較的暇なとき。忙しくてにっちもさっちもストックヤードが山盛りになってしまうときもある。そうでないときにやってやれないのかという点です。以上です。

○議長（末吉定夫君） 午後2時10分まで休憩します。

午後1時53分 休憩

午後2時10分 開議

○議長（末吉定夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。最初に、関財政課長。

○財政課長（関 重夫君） まず1点目の民生費で12.9%増の主な理由ということでございますけども、まず大きい数字で申し上げますと、後期高齢者医療費の給付費負担金、県に対する負担金が1億7,186万3,000円、これが一番大きなものでございます。そのほか、同じく後期高齢者医療に関するものとしたしまして、広域連合への負担金が1,359万3,000円、また、後期高齢者医療特別会計への繰出金が5,499万1,000円と、後期高齢者だけでも大きな金額が出ております。

また、そのほかといたしましては、地域活動支援センター事業運営費補助金320万円、それと身体障害者の更正医療の関係で1,900万円ほど増ということになっています。

一番大きいのは、後期高齢者医療に関するものですが、これまで老人医療のほうは衛生費のほうで見ましたので、その分、衛生費が減っておりますけども、大きなものは後期高齢者医療の制度に伴うものというのが理由でございます。

もう一点、土木費のほうの478万円の減額ということですけども、平成20年度の総予算額、土木費は2億1,600万円ですので、478万円が大きい小さいかは別にいたしまして、今年度、こういった中でも河川基本調査とか、あるいは、川津地先の急傾斜地の崩壊対策事業とか、実施計画に盛り込まれておる事業、また、緊急度、重要度等を十分考慮しまして、必要な部分については計上しているというふうに認識をしております。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、黒川清掃センター所長。

○清掃センター所長（黒川義治君） それでは、脱水汚泥等の運搬処理業務委託料についてお答えいたします。1,100万円の内容につきましては、現在、市の衛生処理場からはし尿を処理した後の脱水汚泥として年間約550トンの汚泥が排出されます。これは芝山町の処理業者に委託し、現在、堆肥としてリサイクルされております。この芝山町の委託につきましては、当市の処理場につきましても平成14年12月から焼却炉に対するダイオキシン規制がかかるまでは焼却炉をもちまして焼却しておった経緯がございます。その規定によりまして焼却は取りやめまして、新たな焼却場建設費、また職員配置等、経費的な面を考えて委託のほうに振り替えたということでございます。

また、現在、クリーンセンターのほうのごみの閑散期に脱水汚泥をここで焼却してはというようなご意見でございますが、現在の施設を建設するに当たりまして、関係周辺地域への説明の中で、一般ごみの焼却施設であるというような説明をしているようであります。したがって、脱水汚泥について焼却するということが含まれておりませんので、これらにつきましては、早急にここで焼却するというわけにはいかないのではないかというふうに思います。改めて入れるのであれば、関係地域住民の理解をいただく必要があるのではないかなというふうに思います。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 土木費なんですけど、それは見解の相違に結局なっちゃうかもわかりませんが、しかし、必要で緊急なものについては平成20年度で上げましたよと、こういう財政当局の答弁だが、私の箇所づけの説明を補足説明で見たところ、まだまだ緊急にやらなきゃならないものも含めて箇所がついてないというふうに理解するんだが、そういう意味では前年対比で減額の予算立てではなくて、平成19年度で終わった仕事によって減額になっているということは、それ以上は平成19年度と20年度の対比では新たな仕事は額的に言っていないじゃないかといっても過言ではないと思うのです。そういう点で、前年対比で少しでも伸びるというような方向で予算計上すべきだというふうに思うんだが、補正もあることながら、さらに市内の緊急度、その他を勘案しながら、その場合には予算を組んでいくつもりはあるのかどうか、その辺について再度お聞きしておきたい。

今の汚泥関係ですが、仮に市の焼却炉で焼却した場合と、芝山まで持ち込んで1,100万円かけるのとどっちが額的にどういうふうになるかという点についてお答えいただきたい。この1,100万円は脱水汚泥等運搬処理業務委託料になっているが、運搬だけで1,100万円、あとの芝

山の施設での処理についての手数料は払ってないのか。肥料にするからただで持ち込めるのかどうか。あるいは、逆にお金をもらえているのかどうか、その辺のところを説明を求めたいと思います。

地元との約束の中で、一般ごみ焼却だけの焼却炉だと、こういう地元との了解事項だから、改めて了解とらなければ燃せないと言っているけれども、従前に燃していたときには了解をとってやっていたのか、無断でやっていたのかということが出てくるわけですが、その辺の経緯と、今後もし地元が理解をしてもらえればやれるんだよという可能性があるのかないのか、その点についてもお答えをいただきたい。

今、一つの例として挙げたんだと先ほど質問しましたが、というのは私は勝浦市行政改革大綱2005を全面的にもっともだと支持する立場で決してとらえてません。しかし、執行部が出したこの行革大綱2005の11ページ以降、平成17年度から22年度までいろんな施策展開があるわけですね。担当課が企画課から始まって総務課とずうっと各課があるんだけど、これも一般質問でも一部出てましたけれども、この行革大綱2005に基づいて、ごみ有料化は7月からということで間違いなく載ってきたよね。そのほかに各課で、平成20年度予算に、この一覧表の計画に基づいてこれがどの程度盛り込まれてきているのかという点をお答えいただきたいわけです。

例えば、明らかにごみ有料化については出ているよと言ったのでは、使用料、手数料の見直しでもって一般廃棄物収集手数料の創設によって、あるいはその他火葬場の使用料、その他いろいろ含めてだけでも、改定実施が平成18年度で、平成19年度過ぎて平成20年度の7月からということなんだけれども、7,000万円ずつ、平成20年、21年、22年と数値まで出ているということだけれども、そのほかにも貸付地及び遊休資産の売却並びに云々というところで、遊休財産売却で平成21年度で4,400万円、平成22年度で5,000万円というふうに数値目標が出ているんだけど、そのほかいろいろやっていて経費節減を図るということが出ています。一方では、絶対認めがたい経費節減もあるんだけど、そういう点について、平成20年度でどういうふうに予算計上したのか、それについてお尋ねしたい。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。最初に、関財政課長。

○財政課長（関 重夫君） お答えいたします。まず、土木費の関係でございますけれども、議員ご指摘のように、まだまだ緊急性があるものがあるんじゃないかというようなご指摘でございますけれども、予算編成の上では、限られた財源の中ですべて議会費から災害対策、あるいは特別会計まで均衡に予算編成をする必要がございます。土木費につきましては、今後、緊急度、重要度等、現場の状況に合わせまして、必要なものはもちろん補正予算で対応していく考えでございます。

行政改革大綱の中の計画の中で盛られた事業がどういったものが今回、当初予算に盛られておるかということでございますけれども、まず、物件費等の見直しでございますが、当初予算の中で、要求があったものの中で物件費等の削減をさせていただいております。主なものを申し上げますと、例えば、大森粗大ごみ捨場の水質モニタリング調査、これにつきましては過去の検査の結果も水質に問題ないということで、平成20年度をもって廃止をいたしまして、その額が210万円、改善が図られております。

あとは、地域防災計画、計画書をつくらずに電子化、パソコン上で見られるようにして印刷代218万9,000円の減とか、あるいは、今年度、障害者計画あるいは障害者福祉計画策定がありますけれども、こういった計画書を策定する上で、印刷につきましては業者に印刷してもらうのではな

くて、ゲラができ上がってきましたら、職員によって印刷をして、その分、障害者計画で57万8,000円の削減、あるいは介護保険事業計画につきましても計画書の自前印刷ということで57万8,000円の減額、こういったものも削減をしております。そのほか、補助金等の審査委員会の設置等につきましても、行政改革大綱2005に計上しております計画、平成20年度実施予定で委員の報酬等も計上してございます。すべてのものについてお答えできなくて恐縮ですけども、主なものにつきましては、このように計画にのっとって予算編成を行っていることだけにご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、黒川清掃センター所長。

○清掃センター所長（黒川義治君） それでは、脱水汚泥関係についてお答えいたします。1点目でございますが、現在の委託料と焼却した場合の経費の比較でございますが、細かい数字は申し上げられませんが、焼却したほうが安く上がるというふうには考えております。

2点目につきましては、この委託料は運搬費のみなのかというご質問でございますが、運搬費と処理費を合わせたものでございます。

3点目でございますが、先ほど私のほうの説明が至らなかったのか、過去の脱水汚泥の焼却につきましては部原のし尿処理場の中で行ってございました。ここに焼却炉があつて、平成14年11月まで行ってまいりました。それを取りやめたということでございまして、現在のクリーンセンターのほうでは、今まで焼却したケースはございません。したがって、新たなものとなりますので、先ほど申し上げましたとおり、建設当時の経過もございしますので、同意等を求めることが必要ではないかなというふうに考えております。

また、現在のクリーンセンター施設は処理量35トンということであつておりますけども、老朽化に伴いまして実質的な能力は7割から8割、25トンから28トン程度まで日量の処理能力が落ち込んでおります。そのためにプラスチック類関係の分別も協力していただいておりますので、ごみの量につきましては、今後の推移を見ながら、また処理できるものかどうかは検討してまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） まず、総務費の61ページ、業務委託料と、157ページの150万円の文化会館建設調査業務委託料、ごみ焼却に関する一般廃棄物の109ページ、123ページの中小企業の利子補給について、この件をお願いしたいと思います。

まず、総務費の委託料、この庁舎の警備保障、清掃業務を含めた4,199万8,000円ですね。この件につきまして、当時、私が議員になってからも、今回、緊縮予算の中で鋭意努力されている中で、先ほど来の普通建設費を含めた単独事業をもちまして、ない中で非常に努力されているんですね。私の言いたいのは、この委託業務、確かにそれに伴って生活されている方もおるんですけど、私も今までの経緯の中で何回か質問した中で、隣の鴨川市においては、自分の席は自分で、少しでも経費節減の中で行われているという中で、自分の部屋、共有部分は抜かしても、そういう中で行われているわけです。この辺からも鋭意努力しなければ、今の勝浦市の財政におきましても非常に大変な時期に来ているという中で観点から、当時5,000万円以上あったものが4,199万円まで下がってきているんですけど、この辺の考え、予算組みにおいても努力して少しでもという感覚があるのかという1点。

飛んじゃいますけど、109ページの一般廃棄物。確かに今回、この概要を見ますと、900万円近

い廃プラと粗大ごみの経費をとっているわけです。この中で、ここにかかってくるものは非常に大きいのです。先ほど来、前段者から言われるように、修繕費も随意契約の中で行われ、その辺の努力的なものが、予算書見ますと、毎回毎回出てくるお金も大きいわけです。ここに出てくる修繕費は実際に汚泥の問題等なんですけど、荏原の焼却場、その辺で交渉の過程でどのようにお願いしているのか、その1点、聞かせていただきたい。

従来から、私も一般質問、質疑含めまして何回か、ごみは資源だという観点から、ここに歳入でも恐らく雑収入の700何万でのっているのがそうなのかなと、私も歳入の質疑でやればよかったのですが。実際、ここに占めてくるごみ行政に関するものが大きいわけです。私が従来質問しているときから、鉄も32円ぐらいまで上がってきている状態。まさに資源だと。昔であれば、鉄筋買ったら1トン3万5,000円ぐらいで買えるのが、そういう廃棄の資源が1トン当たり3万2,000円ぐらいで売れる。歳入で言えばよかったんですけど、ここにかかってくるものがどのようになっているのかと。市民にしてみれば、分別して出す。はっきり申しまして、ある業者は自分が60になってから500万円の委託料を切ったという話もあるんですけど、そのように苦しいながら、どのようにこの辺で努力され、資源ごみがここに反映されているかということです。

中小企業の利子補給、123ページです。123ページの中小企業のが条例化され、私も1点だけ聞いておきたいのですが、確かに堂本知事は新聞等で中小企業をこれから支援していくというような文面も見ただ中で、今回の条例改正、市のほうでの保証の問題。今、13件、利子補給の申し込みがあるんですけど、商工業においてはイベントだけが予算づける的に目に見えちゃうんですね。実際に1,234万円という予算組みしているんですけど、私も法人会に行くんですけど、中小企業が何百社あるかわからないんですけど、もう少しアピールして、活性の意味で中小企業を支援するという方向性で、商工業においてはイベントだけのお金が全部見えてきちゃうような感じがあるので、前日の一般質問でもあるんでしょうけど、そういう面でこの辺をどのようにお考えなのかということをお聞かせ願いたい。

157ページの文化会館建設調査業務委託料、今、諮問している状態です。あと1回で答申する。私も委員の一人ですけど、聞いておきたいのは、この委託料について何を調査し、委託するのかという件をお願いしたい思います。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。最初に、西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君） それでは、庁舎の設備、警備、清掃業委託料の関係でお答えいたします。議員ご指摘のように、この委託料関係につきましては、10年前ごろについては約5,500万円程度、平成20年度は当時から比べますと1,000万円以上の経費の削減をしている状況にあります。その理由につきましては、現在、財政課のほうにお願いしまして、登録業者の推薦をお願いし、そこから毎年5～6社ですけども、見積り合わせを行っている状況にありますので、そういう面では競争の原理といいますか、そういうもので額が減っているのが1点ございます。

議員ご指摘の鴨川市、実はこの庁舎を建てたときにも、鴨川市のほうに視察に行かせていただきました。当時、鴨川の庁舎が建設後10年か15年経過したところでありました。私どもの庁舎が平成4年ですから、ちょうど15年が経過しました。そのときですが、庁舎の清掃関係を自前でやるか業者でやるか。そのときに、自前でやっている市も確かに何点かありました。ただ、15年、16年たったときに、汚れとか管理状況とか、最初のときは業者委託のほうがいいというような検証の結果で、清掃、管理、警備についての業者を委託した経緯がございます。

ただ、こういう厳しい財政状況でもありますし、市民負担がふえている状況にもありますので、今後、行革の見直しも行うというふうにお話ししましたが、今後、内部的な経費を見直す、査定をするという中では、警備と管理は別にしまして、清掃関係については見直しする項目には値するというふうに、今時点では検討中です。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、黒川清掃センター所長。

○清掃センター所長（黒川義治君） それでは、お答えいたします。クリーンセンターの焼却炉関係の修繕料についてということでございます。議員ご指摘のとおり、修繕料につきましては焼却炉は荏原のプラントということでありまして、焼却炉並びにそこにごみを送るまでの搬送ラインにつきましては特殊なものであるということから、荏原の見積りを徴した上で、さらに価格交渉して修繕を行っております。そのほか、今年度実施しましたように、空き缶プレス等のコンベア関係、あぁいった単独のものにつきましては、すべて入札ということで行っております。

市の清掃センターのほうに運ばれた資源ごみについてということで、資源ごみの収入状況ということでございますが、実は今月号の広報に資源ごみの収入状況を載せさせていただいております。それは決算が終わったものでございますけども、今年度につきましても同じように、比較的このところ、売却単価が順調に推移しておりまして、金物類関係は伸びております。特に伸びたのが紙類でございます。紙類は段ボール、新聞、雑誌等を含めまして1.6倍から2倍ほど単価が上がっております。こういった関係で、前年と比較しまして670万円ほど前年比でふえるのかなというふうに思います。

基本的には、先ほど議員が金物類、鉄のお話をされましたけども、鉄でも1トン3万500円というふうなことで平成19年度は推移しておりまして、売却代金としましては、平成20年度、総額で2,479万5,000円を見込んでおります。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 次に、鈴木観光商工課長。

○観光商工課長（鈴木克己君） 中小企業の資金援助等のことについての考え方ということでございますが、これまでも中小企業を対象とした利子補給等を実施しております。これらにつきましては、勝浦市内における企業の運転資金、また経営資金、設備資金等が不足して、今後の経営の成り行きが立たなくなった場合等の資金ということでの貸し付けになりますが、これにつきましては勝浦市商工会のほうで常に経営指導しておる中で、そういう資金の話、またそういう借入れ等によって自分の経営を向上させるべく、そういう場面においてこの資金があるというものを周知するとともに、観光商工課のほうとしましては、行政的な面ではパンフレットの配布等を行っておるところでございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、渡辺社会教育課長。

○社会教育課長（渡辺恵一君） お答えいたします。議員ご承知のとおり、ただいま市民文化会館の建設等審議会で審議中でございます。この答申につきましては、この3月までに答申をいただくことになっておる予定でございますが、内容についてはどのような答申がなされるかわかりませんが、改修、新築、いずれになろうと、その後の対応をするための調査業務委託料を計上させていただきました。内容につきましては、平面、立面、平面の動線、そのあたりになると思います。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 総務費については、鋭意努力されてきたと。また、自分たちで掃除したとき

の汚れぐあい、これも検討していただくということでご了解いたしまして、中小企業の利子補給の件について、商工会でやるんですけど、実際厳しい中で、勝浦市も今後そういう面での業者に対するお手盛りじゃないですけど、商工会等の話の中で十分検討していただいて、中小企業、零細企業と申したほうがいいんですけど、それがいかにこのまちで生きていけるかを鋭意努力していただきたいなど。

資源ごみの関係ですが、これを見ますと、前年対比1,056万6,000円の増となっていますが、全体で幾らになったんですか、それを再度示していただきたいと思います。概要の11ページです。その中で、市民も努力してるんですけど、今回、「広報かつうら」等でそれを市民に知らせるということもある。市民にしてみれば、以前はちり紙交換が来て、それを持っていついていただいて、ちり紙と交換されてやってきた面もあるのですが、古新聞、古雑誌が1.5倍から2倍に上がって、市民もそれに協力している以上は、わかりやすい情報を、市民にわかって、私たちもこれだけやっているのかなという面というのが必要じゃないかと思います。

文化会館の150万円の件、私も審議委員なのですが、たまたま予算に出ているものですから質問せざるを得ない。確かにどこにどのように建つのかと。場所的な問題で流れ的なものはあるんですけど、その調査が平面、立面、当然配置までどういう形態だと。今のところに当然の話ながらあるんでしょうけど、私はほかの意味で検討調査費を上げてきたのかと思ったものですから、私も審議会の中で言えがいいことですからあれなんですけど、ただその辺を確認したくて質問させていただいたんですけど、今言われていることは、そこだと。それを調査費として計上して平面図、立面図を出していくんだということで納得せざるを得ない話なので、あとは審議会のほうで私は言えがいいことですから、わかりました。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。黒川清掃センター所長。

○清掃センター所長（黒川義治君） 資源物売却につきましては雑入ということでくくられておりまして、前年度予算1,423万9,000円に対しまして、本年度が2,479万5,000円で1,055万6,000円の増となっております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。水野正美議員。

○15番（水野正美君） 1点だけお願いしたいと思います。65ページ。19節の負担金補助及び交付金、この中のいすみ鉄道基盤維持費補助金209万2,000円というもので、これは新設された新しい事業であります。説明の附属資料では、上下分離方式による新たな補助の実施ということで、上が鉄道運行にかかわる収支、会社の経営努力等による部分ということで、これは会社が、今、新しい社長を募集して、レールから上、これはこれで自前でやるということのようですから、これはいいのですが、下の線路、車両等の基盤維持費、ここには県及び2市2町による公的補助、そして本市補助額が、平成19年決算見込額×2市2町負担割合×本市負担割合＝8,365万6,000円×2分の1×100分の5ということで209万1,400円、こういうふうになっていますね。質問したいのは、これは新しい補助体制といいますか、これはどこでどういうふうにして決まったのか、それが1点。この結論にたどり着くまでの経過。新聞等の報道によりますと、2年間検討期間を置いて存続、廃止、あるいは存続する場合の方法、形式等について結論を出す、こういうことになっているので、その辺のいきさつと、その2年間にわたる現行維持するための補助事業だと思うので、この辺のいきさつについてご説明いただきたい。

もう一つは、ここに書いてある意味がよくわからない。この8,365万6,000円というのは、平成

19年決算見込額、2市2町が負担するのがこの2分の1なのか。この辺の説明をわかりやすく説明していただきたい。今までだと単年度で1億5,000万円ぐらい赤字なのです。県が2,000万円出した。それはほとんど県から出向者の賃金ですね。1億数千万円が赤字で積立金を取り崩しながらやってきているのですが、2年間にわたってこの方式でやるんだよといったときに、上下分離方式でやった場合に、上は幾ら、下は幾らの負担になって、県がどのくらい、2市2町でどのくらい、その負担割合がここでいう勝浦市の場合には100分の5になるんですか。その辺のことを少し詳しく説明していただきたい。ぽんと出てきても、これは何だ。よくわからんということになりますので、先行きも含めて、これで2年間もつのかどうなのかという展望も含めてご説明をいただきたい。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。滝本企画課長。

○企画課長（滝本幸三君） それでは、お答え申し上げます。まず、これまでに至った経緯と経過ということでございますが、いすみ鉄道は昭和63年開業以来、赤字続きということから、今後の見通しということで平成17年8月にいすみ鉄道再生会議が設置されまして、そこで今後の経営等々協議をされてきたわけでございます。平成19年10月29日、いすみ鉄道再生会議の最終報告によりまして、上下分離方式による新たな補助制度ということで決定をされたわけでございます。

上下分離、上の部分といいますと、鉄道運行に係る収支、会社の経営努力等による部分ということになりますが、下の部分、線路、車両等の基盤維持費ということになります。新たな支援方式の補助対象については、線路保存費、線路、橋りょう等の維持補修費、信号設備等の維持補修費、車両保存費、車両の検査、修繕料、保守管理、減価償却、固定資産税等々あるわけでございます。これについての新たな支援ということで、平成19年度決算見込額から2市2町の負担分としますと、そのうちの県が2分の1、2市2町の負担がそのうちの2分の1ということになりますけれども、2市2町の負担割合の中の2分の1の本市の負担割合5%ということから209万1,400円という数字になるわけでございますけれども、今回新たな支援ということで、本市の負担額209万2,000円を予算計上させていただいたところであります。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。水野正美議員。

○15番（水野正美君） そうしますと、平成19年の決算見込みというのは、一体幾らになるんですか。この数字が抜けているんですが、ここで見ると8,365万6,000円というのは、平成19年の赤字見込額なんですか。この辺が今の説明ではよくわからない。県が2分の1、2市2町が2分の1というのはわかるのです。2市2町の2分の1の5%が勝浦市の負担で、これが209万幾らと。そうすると、県は一体幾ら出すんですか。この計算方式見ますと、8,365万6,000円の2分の1というから、8,365万6,000円というのは平成19年度の赤字の決算見込み、補てんすべき金額の決算見込みなのか。そうすると、1億5,000万円ぐらいでずうっと減ってきたのに、赤字額が一気に半分近くに減るというのはどうも考えられない。ほかから財源持ってきたのかどうか。この辺がよくわからないんですけれども、その辺、詳しく説明してください。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。滝本企画課長。

○企画課長（滝本幸三君） 先ほど新たな支援方式の補助対象についてお話しさせていただきました。平成19年度決算見込みで、これらの金額について見込みとして8,365万6,000円という数字が出ますので、この数字の2分の1、4,182万8,000円、これが県が負担する金額でございます。2市2町の負担が4,182万8,000円、同額になりますけれども、この5%が勝浦市の負担ということにな

りますので、申しあげましたように、209万2,000円ということでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。水野正美議員。

○15番（水野正美君） くどいようで申しわけないんですけど、再確認。そうすると、8,365万6,000円というのが平成19年度の赤字決算見込額、こういう理解なんだけど、なぜ、こんなに半分ぐらゐまで減ったのか、こんなに単年度で減ってしまった理由というのはどのように分析あるいは議論されているのか、ご説明をいただきたい。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。滝本企画課長。

○企画課長（滝本幸三君） これまでは赤字が1億2,000万円から1億4,000万円程度出ておりました。しつこいようですが、先ほど新たな補助分の下の部分ということで申しあげましたけれども、この部分については見込みで申しあげました8,300万幾らになりますが、その上の部分についての赤字分を経営努力等々で、そちらで頑張るといようなことになりますので、1億2,000万円から4,000万円ぐらゐあった金額が、下の部分だけはこの金額ですと、そういうことになりますので、若干減っているということでございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって議案第28号 平成20年度勝浦市一般会計予算の質疑を終結いたします。

延 会

○議長（末吉定夫君） お諮りいたします。本日の日程はまだ一部残っておりますが、この程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決しました。明3月11日は午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。本日はこれをもって延会いたします。

午後2時56分 延会

本日の会議に付した事件

1. 議案第7号～議案第33号の上程・質疑・委員会付託